

情報提供会計としての時価・減損会計

— 取得原価主義会計からの再考 —

田 端 哲 夫

Current value and decrease accounting as management information.

~Reconsideration from acquisition-cost accounting~

Tetsuo TABATA

Keyword(キーワード) : Current value accounting(時価会計)、Current-market-rate(市場収益率)、Current cost accounting(時価主義会計)、acquisition-cost accounting(取得原価会計)

Business accounting has accomplished the change from current cost accounting to current value accounting.

Business accounting can be divided into the interest adjustment accounting for interest adjustment of a company, and the information offer accounting for investment support in a securities market from the first.

The change of the present accounting is to the accounting information study which sets offering of company information as the main purpose from the accountancy centering on a book entry.

However, it does not mean that the acquisition-cost accounting of the change to current value accounting is lost. It is adding market price information to acquisition-cost accounting.

Accountancy must take in and improve the viewpoint of business information other than accounting information.

Accountancy has the necessity of strengthening the information-viewpoint of accounting with the viewpoint of the economic strategy of a country.

もくじ

はじめに

第一章 取得原価主義会計の再考

第二章 時価・減損会計の企業への影響

第三章 減損会計の会計処理

第四章 時価・減損会計の見直し

まとめ

はじめに

2003年（平成15年）上半期は、株安の不安から時価会計の凍結論や減損会計の延期論が新聞を賑わしていた。2002年3月期から、持ち合い株式にも時価会計が適用されて以来、株安の要因として作用し、金融機関の経営を圧迫している。そこで、今一度、時価・減損会計の導入を機会に、取得原価主義会計を見直しながら、何がどのように企業会計を変えようとしているのかを再考してみたい。

減損会計は、固定資産の評価の仕方が変わるということだけではない。この小論では会計学の基本的な考え方や利益計算方法がなぜ変わるのかという「問い」を持ちながら、会計からの視点だけでは捉えきれない側面のあることを探求してみたい。今回の時価・減損会計は、会計技法の背後にある思想が、従来企業観の変更を迫るものである。

大阪市立大学の石川純治教授は、「今日原価・時価論争は、・・・・あまりにも会計学的道具立てだけで問題を解こうとしているように思えてならない。・・・・そこには（時価）評価可能かどうかの（技術的）議論はあっても、評価する対象の経済学的議論が欠けている。」^(注1)と述べている。

今回の新会計基準が貸借対照表に影響を及ぼしている項目や時価・減損会計に関連した要素が、貸借対照表に与える影響は下に示すような変更をもたらしている。

貸借対照表^(注2)

	金融商品会計	当座資産 ・ 現預金 ・ 受取手形 ・ 有価証券 など		流動負債 ・ 支払手形 ・ 借入金 ・ 社債 など	金融商品会計
強制評価減		棚卸資産 (販売用不動産)		退職給付引当金	退職給付会計
	減損会計	固定資産 (工場・店舗 賃貸ビル など)		繰り延べ税金負債	税効果会計
税効果会計		繰り延べ税金資産		資 本	

時価会計と減損会計との違いは、市場価格などを基にした価値の上下によってマイナスにもプラスにも影響が出るのが時価会計であり、損失だけを認識するのが減損会計である。損益両方とも把握するのが時価会計である。この時価・減損会計を見直すことにより、取得原価主義会計を再考することができる。

現在の時価・減損会計への転換は、記帳を中心とした会計学から企業情報の提供を主目的とした会計情報学への変化なのである。この変化は、情報学からの視点や経済学・財務論および経営戦略論からのアプローチがなくてはならない状況になってきている。

第一章 取得原価主義会計の再考

企業会計が、取得原価主義会計から時価・減損会計に変貌を遂げている。この変貌の背景には、工業を中心とした経済から情報を中心とした経済へのパラダイム・シフトがある。そして、各国固有の会計基準をグローバル・スタンダード(国際標準)に統一して、各国の企業比較を可能にする必要性に迫られている。また、それと同時に企業自身が、市場経済化に伴う価格変動を会計情報として常時把握しておかねばならない状況に差し迫られているからでもある。

この会計のグローバル・スタンダードづくりを進めている国際会計基準委員会（IASB）は、世界の会計基準を時価・減損会計に決定した。1999年6月28日ワルシャワで国際会計基準委員会の定例理事会は金融商品に続き投資不動産を時価評価する会計基準を決めた。このときに、「取得原価主義会計は企業の価値を正確に表しておらず、投資家に間違った情報を伝える」^(注3)と英国のデイビット・トゥイーディー会計基準審議会議長が強調したことは、会計学を会計情報学にすることを宣言したようなものである。

この変化は、「会計基準そのものに生じた変化である。それは、個々の会計基準を超えてその背後にある会計観や会計理論に生じた変化でもある。会計観の変化は端的に「概念的フレームワーク報告書」に現れている。その第一号報告書でFASBが示したのは、「意思決定有用性アプローチ」と呼ばれる会計観である。先にアメリカ型企業会計は「証券市場を支える会計」であり、情報提供会計の側面を中心とした会計である・・・」^(注4)と会計学の変化を捉え、それは、FASBの想定する国際会計基準が経済学や財務論の発想を取り込んだ会計情報学による会計基準への方向性を示している。会計情報学における「意思決定有用性のアプローチ」とは、証券市場に提供される会計情報は投資家の意思決定に有用となるような質と量を備えなくてはならないとする理論アプローチである。会計情報学における「意思決定有用性アプローチ」が時価・減損会計である。

しかし、もともと企業会計は、会社の利害調整のための利害調整会計と証券市場での投資支援のための情報提供会計に分けることができる。そのために、現代のパラダイム・シフトは、会計的に捉えると利害調整会計を中心とした考え方からもう一つの情報提供会計へのシフトであると考えられる。この利害調整会計とは、株主への配当と債権者保護のための資本維持を目的とした利益分配の計算が中心となり、会社組織の特定の関係者のための会計である。すなわち、利害調整会計は、会社に生じた所得を関係者に分配するための所得分配会計である。会社

の儲けを、利害関係者にいかに確実な数値の元に、分けて配るのかということを目的にしているのである。その儲けである利益を、確実な数値にできる計算方法が実現利益であり、その利益は、複式簿記にもとづき記録・計算・報告を行うシステムにより計算されるのである。この複式簿記の計算方法に規定されるのが、取得原価主義会計でなくてはならないと考えられている。情報提供会計は、投資家保護のための投資情報の提供を目的としての情報開示が中心となり、証券市場の不特定多数のための会計である。すなわち、情報提供会計とは、証券市場に投資家から資金を多数の会社に配分するための資源配分会計である。各企業は、投資家から資金が投下されるように会社の実情を情報として提供しておかなくてはならない。情報提供会計は、資金に対して Input を主にしているのに対して、利害調整会計は資金の Output に主力が置かれている違いがある。この利害調整会計から情報提供会計への変化が、取得原価主義会計から時価・減損会計への転換でもある。

この取得原価主義会計とは、取引した時の原価を販売の取引が生じるまで維持したままにしておく会計である。取得原価主義会計では途中で取引した商品の価格が変動してもそれを帳簿上に認識することはない。資産を保有しているだけでは資産の評価益は認識せず、販売時点ではじめて利益が実現したと考えるのである。これを実現利益という。この実現利益は、資金の裏づけに見合った現金の流入を想定しているために所得分配計算と適合する。そのために、実現利益を算出する取得原価主義会計は、所得分配に適した会計なのである。所得分配計算が中心の利害調整会計は、評価益ではなく実現利益の認識を重視しているために配当可能利益を算出することができる。日本の商法は、債権者保護の立場で、この配当可能利益を算出するための理論構成をつくり出していた。しかし、平成13年11月に商法は、連結と時価会計に対応した改革を行なった。会社制度を国際基準にそろえることで、急速に進む経済のグローバル化への対応に迫られる株式公開企業を法制面から支援するという目的での改正であった。商法も、利害調整会計から情報提供会計を意識しなくてはならなくなった。

しかし、日本の会計制度は、取得原価主義会計といたながら企業の都合で原価と時価の使い分けを許していた。それは、株式の益出しに見ることができる。これを「クロス取引」と呼び、保有株式を証券会社などにいったん売却し、それを同じ値段で買い戻すことによって、時価と簿価の差額を利益として捻出する手法のことで決算対策を行っていた。逆に時価が原価を下回った場合は、含み損として損失処理を先送りすることができた。クロス取引による益出しが禁止されたのは、金融商品会計が導入された2001年4月以降のことである。

新基準の導入で株式の売り切りが増え、持ち合い解消に拍車がかかった。しかし、時価・減損会計が、導入されると本当に「含み経営」は追放されるのか、経営の失敗を取り繕う利益操作の手段を取り上げることができるのか。日本が国際会計基準を受け入れたということは、日本の経営が合理的な利益計算をゆがめてきたところをあぶりだしていけるのかを、再吟味する必

要がある。この合理的利益計算が、時価会計の利益計算構造や減損会計の会計処理を通して見直すことで、本来の情報提供会計が目指していることが達成できるのかどうかを吟味する。

取得原価主義会計の利益計算は、投下した貨幣資本の回収のために収益と費用とを対応させて、投下資本の回収余剰金を実現利益として認識する貨幣資本利益計算を用いている。利益計算には、資産・負債利益観と呼ばれる「資産・負債」アプローチと収益・費用利益観と呼ばれる「収益・費用」アプローチがある。それぞれのアプローチにより、資産・負債の評価と、収益・費用評価が資本維持と係わってくる。取得原価主義会計と時価主義会計の対立図式で示されるときは、取得原価主義会計は、貨幣資本維持説となり、時価主義会計は、実体資本維持説になる。この場合の時価主義会計は、エドワーズ＝ベル(E. Edwards and P. Bell) [1961] のカレント・コスト会計(注5)やチェンバース (R. chambers) [1966] の売却時価会計(注6)などのことをさしている。これは、現在の時価会計とは、違った概念のものであり、時価主義会計は実体資本維持説を唱えていたものである。現在の時価会計の資本・利益計算は、現在市場収益率資本維持 (the current-market-rate-of-return capital maintenance) により算出される。これを略称で CMR 資本維持と呼ばれている。これは、IASC の討議資料である「金融資産および金融負債の会計処理」(1997年3月)において述べられていることであるが、このときの定義には、「資本維持の概念は、現在の市場収益率を獲得する能力 (capacity of earn the current market rate of return) という意味で資本と定義する」と述べられている。

すなわち、取得原価主義会計の利益計算は、貨幣資本利益計算であり、時価主義会計の利益計算は、業績利益計算および実現可能利益である。しかし、CMR 資本維持の説明には、利益計算過程はなく、投資家への有用な情報提供の問題として出されている。そのためにも、会計的道具立てだけで今回の時価会計を解釈するには、かなり無理があり情報論的なアプローチや経済学的アプローチを要することになりその意味でのパラダイム・シフトであるということが出来る。

第二章 時価・減損会計の企業への影響

1999年のワルシャワの定例理事会での日本は「不動産賃貸を本業としている企業にとって投資不動産は、事業用不動産にあたるうえ、日本では不動産の転売市場が整備されていない」として全面時価評価に反対していた。しかし、英国やカナダなどの賛成多数により原案が可決された。

これらの変更を迫るものは、投資家の視点を重視した国際会計基準にある。これは、企業を従業員の共同体と見る従来の日本の価値観と対立するところである。ここに、英米ルールの押し付けであるという所以であろう。しかし、企業の資金調達が入入中心の間接金融から社債や

株式中心の直接金融に移行している現状は、貧しい時代の企業観から豊かな時代の企業観に取って代わっている状況になっている。問題は、現行の会計制度が企業法制や企業を取り巻く市場も貧しい時代の企業観を支えるインフラの役割を果たしていることにある。企業は、会計が変わっただけでは変わることができない。時価評価が主流になれば、市場で形成される価格の信頼性の重要度が増す。株式の時価評価に批判的な意見に、持ち合い株の市場の構造が株価をゆがめており、その株価を評価の基準にすることへの抵抗がある。2002年3月期に持ち合い株式が時価評価の対象となり、多くの企業が年金基金への拠出を含めて保有株式の処分に応じた。企業はなぜ時価会計導入に伴って株式の売り圧力が増えてくるのか、そして、企業にどのような影響があるのかが問題である。株の持ち合いを見直す企業は、ROAと呼ばれる指標を見直す必要性に迫られているからである。この指標は、投資家が企業を評価するときのひとつの指標である。ROAとは、営業利益を総資産で割ったものである。

$$ROA = \frac{\text{営業利益}}{\text{総資産}}$$

時価会計が導入されると、「含み益」のある大量の株はその企業の膨大な「資産」として計上される。「資産」がふくらむとROAが下がり、投資家からの評価が下がってしまう。そこで、企業は保有している株を売却して、資金をほかにあてることでROAを上げようとする。そしてある企業では、株を売却して、従業員を削減する際に支払う「特別退職金」にあてた企業もある。5年間で1万4千人を減らし、資産を減少させることによりROAを伸ばし、経営の効率化を実現させている。そして、持ち合い解消はかなり進んだが株式市場は低迷を続けることとなった。今後の動向に関して不安の種は尽きない。財務省の「法人企業統計季報」を見れば、日本企業の総資産利益率（ROA）は、1980年代から趨勢的に低下している。しかし、「非製造業のROAを資本生産性と資本分配率に分けると、まず資本生産性が94年以降上昇を続けていることがわかる。収益を生まなくなった資産を除去・売却しているのであろう。加えて99年からは、低下が続いていた資本分配率も上昇に転じている。すなわち、資産圧縮と人件費抑制というリストラ効果が顕在化してきたために不況下でも低下しにくくなっていると考えられる。・・・しかし、一方でリストラのみで収益率の上昇を持続させることにも限界がある。」^(注7)と述べている。次は、2006年3月期から進められる減損会計では、企業が保有する土地の時価情報の開示が決まっている。そうなる株価以上に信頼性の低い土地の価格とは何かという問題が出ている。取引事例中心の時価評価は、地代収入をベースにした評価に移行する。信頼できる収益還元価格の算出には、都市計画の整備、不動産の権利・契約関係の整理、不動産金融のあり方など、不動産市場全般の改革の課題がある。

収益還元法とは、土地や建物があげる収益を還元利回り（キャップレート）で割って時価を

算出する方法である。収益は賃貸料や施設収入などに償却費を加えたキャッシュ・フローを使用する。キャップレートは次の算式で求める。(注8)

$$\text{キャップレート} = \text{国債利回り} + \text{リスクプレミアム} - \text{収益上昇期待率}$$

たとえば、年間のキャッシュ・フローが50億円で、キャップレートが5%なら時価は1,000億円になる。レートが5%ということは、キャッシュ・フローの20倍までの価値でその物件を買えることを意味している。このように収益還元法は、キャッシュ・フローを基にした不動産算定である。時価評価の世界標準として収益還元法が用いられている。これに対して、日本での不動産評価は、一般に再調達価格のほかに、公示価格や取引事例を参考にする比準価格や路線価などが使われている。それは、日本ではまだ取引事例が少ないために不動産マーケットが存在していない。株式のようなマーケットがあれば収益還元法を利用し、還元利回りを信憑性のあるレートにできる。しかし、市場が醸成されていない段階では、安易なレート適用は、恣意的判断になってしまう。今、日本で必要なことは不動産市場に目を向けることでもある。

会計は、時代の変化とともに変わっていかなくてはならない部分もある。しかし、会計制度改革には経営改革や法制度そして市場構造が、新制度を受け入れるだけの状態を整備したり、準備も必要である。このことを、前提として全面的な時価会計の採用が国際的な流れになっていることを理解しなくてはならない。会計学の目的として「証券市場の投資家に対して意思決定に有用な情報を提供する。」という面が重要視されるようになったことを再認識しなくてはならない。投資家はその企業の事業および資産が生み出すキャッシュ・フローを推計して、その収益還元法で企業価値として評価する。投資家は決算書にこのような企業の時価評価を適正に報告することを期待しているわけである。言い換えれば、時価で評価した企業価値を企業自身が計測して投資家に情報として提供することがアカウンタビリティとして期待されているといえる。

第三章 減損会計の会計処理

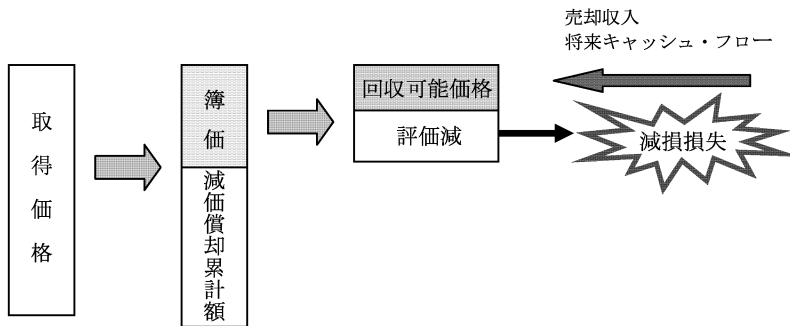
日本企業は、バブル崩壊で土地を中心に多額の含み損を抱えている。その土地を取得原価で計上しているために上場企業の貸借対照表の簿価は1999年3月期までの10年間は一貫して増え続けていた。この投資不動産の対象は、企業が保有する土地や建物のうち、工場やホテルなど企業自身が生産・サービス活動に使用しているものを除き、すべてを投資不動産として時価評価の対象にする。値上がり目的で保有する遊休地のほか、駐車場や賃貸ビルも含まれる。このような不動産時価会計を減損会計として2006年3月期より日本では導入する予定になっている。この減損会計とは、事業用の土地や工場、店舗などの収益力が低下した場合、その度合

いに応じてバランスシート上の簿価を減らしていく会計処理法である。老朽化して優良テナントが入らなくなったビルや技術革新で陳腐化した設備などが対象になる。このような減損を回避するには、収益性を向上させるしかない。土地の所有者にとっては、常に設備の更新やリニューアルを繰り返して、キャッシュ・フローを維持しなくてはならない。知恵と工夫を総動員して土地の生産性と付加価値を高める努力が求められていることになる。

現在の有形固定資産の会計処理は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額が貸借対照表に計上される。従って、利用期間中に固定資産の時価が変動しても売却しない限りは財務諸表には影響しない。ただ、償却にも加速償却(臨時償却)という方法がある。これは、価値が著しく下落した場合に損失に計上できる。これは、減損会計に似ているが、あくまでも臨時処置であって大きく価格が下落したときのみ適用されるものであるために減損会計とは違っている。そして、固定資産の時価については、現状では注記情報としても開示していない。これは、有形固定資産のような事業用資産については、事業に使われている以上、時価が変動しても企業にとっての投資価値がそれに応じて変動しているわけではないとする考えであるためである。しかし、日本ではバブル崩壊後、地価が下落し続けたことにより、保有する不動産に多額の含み損が発生し、現状での取得原価ベースの会計に疑問が持たれてきた。

そこで、固定資産の減損会計という会計処理方法が提案されるようになった。減損会計は、収益性の低下により投資額を回収見込みが立たなくなった帳簿価格を、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように毎期ごとに見直し評価減する会計処理である。たとえば、事業の採算が悪化したことにより、利用している工場や店舗などの固定資産から得られるキャッシュ・フローが減少した場合や、売却を決定した固定資産の時価が簿価を下回る場合などに減損会計が適用される。

2002年8月に企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、減損会計を適用する複数の資産をひとまとめの単位として、グルーピングを行なう。その単位は、独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位ということになっている。そして、次に現存の兆候の見られる資産について、減損の認識をするか否かを判定する。その判定は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回っているときに、減損を認識する。減損の測定は、帳簿価格が回収可能価格を超える金額を計上することになる。



固定資産を購入したとき

(借方) 固定資産 ××××× (貸方) 現金 ×××××

1年目の減価償却費の計上

(借方) 減価償却費 ××××× (貸方) 減価償却累計額 ×××××

数年目の減価償却費の計上

(借方) 減価償却費 ××××× (貸方) 減価償却累計額 ×××××

数年目の減損の計上

(借方) 減損損失 ××××× (貸方) 減損損失累計額 ×××××

この減損損失は、損益計算書の特別損失に計上するのが原則になっている。また、減損損失累計額は、減価償却累計額との合算も可能となる。そして、重要な減損損失については、減損損失を計上した資産、減損損失の認識に至った経緯、金額、グルーピングの方法、回収可能価格の算定方法などの事項について注記せねばならない。

この回収可能価格の算定方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法（DCF法）を利用する。このDCF法は、一定の利率率を設定して、将来の金額を現在の金額に割引く計算方法である。これは、投資家が新規投資を行なうときに利用する方法である。現在の1億円は、5年後でも1億円ではない。金利や物価などを加味して考えるのが当然である。

現在、手元に現金が10万円持っている場合と1年後に10万円もっている場合では、現在10万円持っていることの方が現在価値はあるという。なぜならば、現在の10万円を金利3%の銀行預金に預けておけば1年後には10万3千円となるからである。すなわち、1年後の¥103,000は、現在の1万円と同じ価値があるということになる。

$$100,000 = 100,000 \div (1+0.03)$$

この等式は、現在価値を算出するための計算式となる。DCF法の計算式は、次の通りである。

DCF法の計算式	
$X = \frac{1}{(1+r)^n} \times Y$	<ul style="list-style-type: none"> • Xは現在価値 • Yはn年後の価値 • rは現在の利率

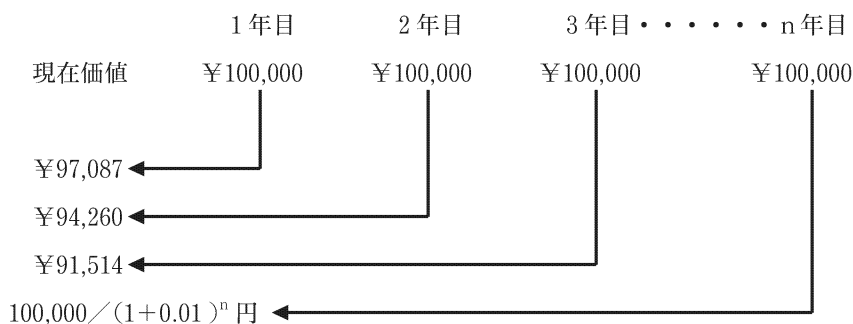
例えば、毎年10万円のキャッシュ・フローがある場合に、これを現在価値に直したらどのようなようになるかを計算してみる。

1年目 $100,000 \div (1+0.03) = 97,087$

2年目 $100,000 \div (1+0.03)^2 = 94,260$

3年後 $100,000 \div (1+0.03)^3 = 91,514$

n年後 $100,000 \div (1+0.03)^n$ 円



このように、何年後か後の10万円は現在価値に置き換えることによって、今の10万円と将来の10万円とを比較することができる。将来の価値を現在の価値に置き換えることを割引くともいう。(注9)

この現在価値計算を参考にして、減損損失の事例を示してみる。

前提条件

ある会社が、5年前に不動産として賃貸ビルを購入した。この不動産の取得価格は300（土地200、建物100）であった。減損会計の適用にあたり、経済的使用可能期間（耐用年数）を見積もったところ、15年であった。15年後の正味売却価格は、現在の土地の正味売却価格と同じ100である。

賃貸収入は、投資の当初は、年間12であったが、現在は5まで減少している。賃貸料水準の下落はほぼとまり、今後は横ばいで推移すると見積もられた。

市場価格の著しい下落にあるため、減損の兆候があるものとして、当期の減損の会計処理を行なった。なお、建物については耐用年数 20 年の定額法、残存価格 0 として償却する。また、使用価値を算定するときの割引率は 5 % とする。

解 答

まずは、今までとおりの減価償却を行なうと、

土地の 200 は、そのまま建物 100 の取得原価から $100 \times 5 / 20 = 25$ の減価償却費が算出される。現在の 5 年前に買った投資不動産の現在の帳簿価格は 300 から減価償却の 25 を差し引いた 275 と計算される。

次に割引前の将来キャッシュ・フロー (CF) を計算すると現在の賃貸収入の 5 を 15 年でかけて 75 を計算し、土地の値段が 100 とすると 175 で減損損失は、帳簿価格の 275 と割引前の将来キャッシュ・フローは、175 で減損損失の認識が必要と判断される。

将来キャッシュフロー (CF) の現在価値 (使用価値) を計算すると

$$5 \div 1.05 + 5 \div (10.5)^2 + 5 \div (10.5)^3 + 5 \div 10.5 + 5 \div (10.5)^4 + \dots + 5 \div (10.5)^{14} + (100 + 5) \div (1.05)^{15} = 100$$

となる。減損損失の測定は、この現在価値 100 と建物の正味売却価格である 75 と土地の正味売却価格である 100 とでこの投資不動産に対しての正味売却価格は 175 であるならば、減損損失の測定は正味売却価格を使用し、帳簿価格の 275 から 175 を差し引いて 100 の減損損失の金額が算出される。

ただし、日本の会計基準を作る企業会計基準委員会 (齊藤静樹委員長) は、2003 年 (平成 15 年) 10 月 31 日に減損会計の適用指針を発表した。それによると、2006 年 3 月期より固定資産の減損会計は義務化され、適用指針の概要は、

- 対象資産
- 資産のグルーピング
- 減損の兆候
- 減損損失の認識判定
- 回収可能価格の算定
- 将来キャッシュフロー
- 減損処理後の会計処理
- 開示
- その他

となっている。その内容は、「2006 年以降 3 月期以降、市場価格が帳簿価格を 5 割以下下回る資産は損失処理の候補となる。……企業の自主判断で 2004 年 3 月期決算から前倒し

で適用することも可能。適用基準が決まったことで企業の含み損処理が本格化する。」^(注10)とあり、減損損失の認識は、市場価格が帳簿価格を5割以下を下回ることになるので、前問の減損認識は、5割以下ではないので減損処理をしなくても良くなる。

このように見てきた減損会計の会計処理構造は、取得原価主義会計から時価会計へのパラダイム・シフトと呼ばれるような変化ではなく、取得原価主義会計のパラダイムの中における時価会計の補足的な処理システムで、減損部分だけを取り込んだ処理であるとしかたない。

第四章 時価・減損会計の見直し

第三章で減損会計の会計処理の詳細を見れば、取得原価主義の会計の基本がなくなったのではなく、取得原価主義会計の基本の上に時価会計が入り会計情報としてのコンテンツに処理されていることがわかる。取得原価主義会計のパラダイムは、時価主義によって変革を求められているが、理論的構築上は会計の発展過程と見ることができる。

金融が間接金融から直接金融への変化は日本経済の重要な変化でもあるので、会計の機能としての会計理論も変化しなくてはならない。

しかし、平成13年(2001年)7月6日付の日本経済新聞にも、時価会計の見直し論として次のような内容も掲載されている。「企業会計審議会は五日、賃貸ビルや工場などの固定資産の価値が下がった場合に損失処理を義務づける「減損会計」の二〇〇三年三月期導入を事実上断念し、二〇〇四年三月期以降に先送りすることを固めた。・・・多額の含み損を抱える建設業、不動産業などへの影響は大きい。工場設備を時価評価し直した場合に損失が出る企業も想定され、基準導入にも慎重論も多かった。」として、2003年3月期導入を見送っている。これらの処置の仕方は、木村剛が「会計の手品」といって、会計の実務的問題として指摘している。

木村剛は、「会計戦略の発想法」の中で「私は、精緻な会計理論を語る前に、わが国「会計」の復権——信用の回復——がトップ・プライオリティにあると固く信じる。会計理論における詳細な議論に立ち入る前に、とにもかくにもわが国の「会計」に対する信用をまずは取り戻さなければならない。」といい、日本では会計が「会計上の手品」にすぎなかったとして現状の会計に対して、会計の軽視と会計の機能の復権に対して警鐘を鳴らしている。この意見は、傾聴する価値がある。そこで木村は次のように続ける。「ほとんどの日本企業は、取得原価主義の下で許されてきた利益操作を当然の権利として実施してきたのではなかったか。しかも、恥ずかしげもなく、正々堂々と実行してきたのではなかったか。あたかも天から与えられた正当な権利の如く、利益操作を行ってきたのではなかったか。「含み益」がある頃は、「いざとなったら、益出しすればいいから」と思って慢心し、それが「含み損」に転化すると、ひたすら問題の発覚を先送りして隠蔽しようとしてきたのではなかったか。」といい、「それらのいかがわ

しい行為は、わが国が信奉してきた取得原価主義の美点をすべて覆い隠してしまった。客観性の確保という取得原価主義における理論上の長所は、実務上の著しい欠陥によって、汚辱にまみれたものに変質してしまった。すでに長所であるとは認識しがたいものになっている。そういう状況下において、会計の本来の姿はない。」^(注11)と訴えかけている。

この指摘は、「会計」が本来の姿を取り戻すための警鐘であって、会計の学問的・論理的正当性の意義を逸脱したものではない。会計学における利害調整会計への実務的問題点に対する警鐘である。会計学には、この利害調整会計の機能と情報提供会計の機能とに大きく分類されるということを今までに述べてきた。この情報提供会計に対する認識が不足している日本の実務界に対して「会計の手品」と表現しているのである。会計学者は、よりもっと会計に対して、国の経済戦略という視点を持って会計の情動的視点を強化する必要性を訴えるべきであるという指摘であると解釈できる。その一つが、会計のアカウンタビリティの問題であり、ビジネスランゲージとして認識し直すことが重要である。会計を記帳中心の会計から会計情報にしないでなければならない。

しかし、「時価会計はギャンブラーの会計である」という批判がある。それは、今後、企業は四半期ごとの短期目標による決算発表を行わなくてはならなくなっているために、株価も四半期ごとに成果を反映するようになる。そのために、投資家は短期的な成果を求めるために経営者も短期的な会計情報に成果を出そうとする。このような流れのために、田中弘は、「企業は、株主が喜ぶように成果を出そうとして、わずか三か月で成果を出す取引やギャンブルを好むようになって来たのです。」^(注12)といい、「短期的に変わるとすれば、財産の価値、特に価格変動にさらされる金融商品やデリバティブの価値です。かくして、資産を時価で評価する会計（時価会計）は・・・経営者にとって守護神となったのです。」というのである。このような考え方は、投資家には、取得原価を表示した貸借対照表を提示しておけばよいというもので、この会計情報が一番客観的であると考えられるからである。

確かに、取得原価情報は、実現利益を求めているために、客観性のある情報と成り得る。しかし、実現利益が配当可能利益の算出過程で重要なことは、キャッシュ・フローの収入が想定される利益であるがゆえに重要視されていたのである。それならば、損益計算書に配当可能利益の不確かさを想定するのではなく、投資家への情報としてはキャッシュ・フロー計算書と損益計算書を重ね合わせながら情報を読み取ることにより配当可能キャッシュを見ておくほうが良い。

そして、取得原価主義会計の会計原則は、費用については発生主義で認識し、収益については実現主義で認識する。そのために、決算では費用収益の見越し繰り延べを行なう。その会計の認識方法は、売上についての認識も利益の先取りとして認識することができる。なぜならば、掛売りをした売上高は、期末には売掛金として残ったものに対しては貸倒引立金を設定して貸倒見積り額を計算するのは、現金回収主義から見てみると売上の未実現回収に対する利益の先

取りとして認識することができる。これが第一次の利益の先取りと解釈するならば、時価会計における将来売価をもって未実現利益である評価益を計上することも、第二次の利益の先取りであるといえる。このことは、会計理論上第一次と第二次に分けるだけで、利益の先取りという認識過程は同じであるということができる。利益の先取りという観点を、現金主義から見ていると実現主義という認識方法は同じである。もちろん、物を売ったという行為に対して売上計上しているわけであるから実現主義を貫いているのであるが、貸倒を認識することにより現金主義の認識を垣間見ることができるのである。そのために、有価証券も短期所有の売買目的有価証券として認識し流動資産に入れているのである。よって、売却益ではなく評価益なのである。

もう一つに、時価会計は日本だけが暫定基準として公表されていて、どこの国も使わない基準を取り入れてしまったという批判があるが、各国の時価会計の導入状況を見てみると、2005年には義務化される予定にはなっているのである。

各国の会計基準

(○は導入済み、×は導入していない)

	日 本	米 国	独 ・ 仏
株 式 の 時 価 会 計	○	○	× (2005年から義務化)
固定資産の減損会計	× (2006年3月期導入)	○	× (2005年から義務化)

(平成15年(2003年)4月17日付の日本経済新聞)

「持ち合い株などの時価会計はドイツやフランスでも反対の声が多い。独仏の銀行が導入を見送るよう、欧州連合(EU)の行政機関に当たる欧州委員会に圧力をかけるなど、欧州でも時価会計が政治問題になっている。欧州では英国が時価会計を一部採用している・・・」(注13)との記事があるが、日本だけが時価会計を導入したということは間違いである。世界の中で時価会計問題を話し合い導入についての議論が白熱していることだけは確かなことである。

まとめ

企業会計が、取得原価主義会計から時価会計に変貌を遂げている。この変化は、個々の会計基準を超えてその背後にある会計観や会計理論に生じた変化でもある。アメリカ型企業会計は「証券市場を支える会計」であり、情報提供会計の側面を中心とした会計である。「意思決定有用性アプローチ」によって出発したFASBが到達したのが時価会計である。しかし、もともと企業会計は、会社の利害調整のための利害調整会計と証券市場での投資支援のための情報提供会計に分けることができる。そのために、現代のパラダイム・シフトは、会計的に捉えると利害調整会計を中心とした考え方からもう一つの情報提供会計へのシフトであると考えられる。

すなわち、利害調整会計は、会社に生じた所得を関係者に分配するための所得分配会計であり、情報提供会計は、証券市場における投資家保護のための公正・公平な投資情報の提供を目的として情報開示が中心となり、証券市場の不特定多数のための会計である。この利害調整会計から情報提供会計への変化が、取得原価主義会計から時価会計への変換でもある。この取得原価会計とは、取引した時の原価を販売の取引が生じるまで維持したままにしておく会計である。実現利益を算出する取得原価会計は、所得分配に適した会計なのである。商法も、利害調整会計から情報提供会計へと変化に迫られているということになる。時価会計の利益計算構造や減損会計の会計処理を通して見直すことで、本来の情報提供会計を達成できているのかどうかも理解することが可能となる。

利益計算には、資産・負債利益観と呼ばれる「資産・負債」アプローチと収益・費用利益観と呼ばれる「収益・費用」アプローチがある。取得原価主義会計と時価主義会計の対立図式で示されるときは、取得原価主義会計は、貨幣資本維持説となり、時価主義会計は、実体資本維持説になる。この場合の時価主義会計は、E. Edwards and P. Bell や R. chambers が唱えた会計である。これは、現在の時価会計とは、違った概念のものであり、時価主義会計は実体資本維持説を唱えていたものである。現在の時価会計の資本・利益計算は、現在市場収益率資本維持 (the current-market-rate-of-return capital maintenance) により算出される。

2006年3月期から進められる減損会計では、企業が保有する土地の時価情報の開示が決まっている。投資家はその企業の事業および資産が生み出すキャッシュ・フローを推計して、その割引現在価値を企業価値として評価する。時価会計と減損会計との違いは、市場価格などを基にした価値の上下によってマイナスにもプラスにも影響が出るのが時価会計であり、損失だけを認識するのが減損会計である。損益両方とも把握するのが時価会計である。

固定資産の減損会計という会計処理方法が提案されるようになった。2002年8月に企業会計審議会が公表した「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、減損会計を適用する複数の資産をひとまとめの単位として、グルーピングを行なう。

日本の会計基準を作る企業会計基準委員会（斉藤静樹委員長）は、2003年（平成15年）10月31日に減損会計の適用指針を発表した。それによると、2006年3月期より固定資産の減損会計は義務化される。減損会計の会計処理構造は、取得原価主義会計から時価会計へのパラダイム・シフトと呼ばれるような変化ではなく、取得原価主義会計のパラダイムの中における時価会計の補足的な処理システムで、減損部分だけを取り込んだ処理であるとしかれない。

減損会計の会計処理の詳細を見れば、取得原価主義の会計の基本がなくなったのではなく、取得原価主義会計の基本の上に時価会計が入り会計情報としてのコンテンツに処理されていることがわかる。取得原価主義会計のパラダイムは、時価主義によって変革を求められているが、理論的構築上は会計の発展過程と見ることができる。日本では会計が、「会計上の手品」にす

ぎなかったとして現状の会計に対して、会計の軽視と会計の機能の復権に対して警鐘を鳴らしている。会計学における利害調整会計への実務的問題点に対する警鐘である。会計学には、この利害調整会計の機能と情報提供会計の機能とに大きく分類されるということを今までに述べてきたが、この情報提供会計に対する認識が不足している日本の実務界に対して「会計の手品」と表現しているのである。会計学者は、よりもっと会計に対して、国の経済戦略という視点を持って会計の情動的視点を強化する必要がある。会計を記帳中心の会計から会計情報にしないでなければならない。しかし、「時価会計はギャンブラーの会計である」という批判や日本だけが時価会計を導入したという主張は間違いである。

現在の会計の変貌は、記帳を中心とした会計学から企業情報の提供を主目的とした会計情報学への変化なのである。しかし、時価会計への変貌は、取得原価会計が無くなることを意味しているのではない。取得原価会計に時価情報を付加えることなのである。このことが、会計理論に整合性を失わせることにもなっていることだけは確かであろう。今後は、会計情報学として、情報提供会計学を理論統合していく必要がある。そのためにも、貸借対照表の資本の部の経済学的考察や貸借対照表の貸方部分の資本調達としての財務論からの吟味などは必要とされる。経営情報論としての会計学の考察としては、企業のディスクロージャーとアカウントビリティの問題として取り扱っていかなくてはならない。会計学としては会計構造論として再構築しなおす必要性があり、会計教育のあり方と問い直さなくてはならない。

【注】

- (注1) 石川純治著『時価会計の基本問題』中央経済社 P19
- (注2) 「減損会計根強い慎重論—2003年度以降に先送り—」『日本経済新聞』平成13年7月7日付
- (注3) 「国際会計の現場—上—時価世界の主流に」『日本経済新聞』平成11年7月16日付
- (注4) 小栗崇資著「アメリカ型企業会計の現段階」『経済』第99号新日本出版社
- (注5) Edgar O. Edwards and Philip W. Bell, *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press, 1961
- (注6) Raymond J. Chambers, *Accounting, Evaluation and Economic Behavior*, Prentice-Hall, 1966
- (注7) 「企業のROAに変化あり」『日本経済新聞』平成14年6月20日付
- (注8) 「迫る不動産時価会計—上—浮上する収益還元法」『日本経済新聞』平成11年12月9日付
- (注9) 田端哲夫著『決算書情報』税務経理協会 2003年 P105
- (注10) 「減損会計、適用指針決まる—5割以上下落対象—」『日本経済新聞』平成15年10月25日付
- (注11) 木村剛著『会計戦略の発想法』日本実業出版社 2003年 P109
- (注12) 田中弘著『時価会計不況』新潮社 2003年 P103
- (注13) 「時価会計見直し議論白熱—独仏銀など導入に反対—」『日本経済新聞』平成15年4月17日付